



# 長野県報

2月24日(火)  
令和8年  
(2026年)  
第686号

## 目次

### 規則

特別職の職員の旅費又は費用弁償に関する条例施行規則(人事課)..... 1

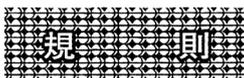
### 告示

地方自治法に基づく指定公金事務取扱者の委託(信州の木活用課)..... 6

### 公告

建築士法に基づく二級建築士の免許の取消し(建築住宅課)..... 6

特定調達契約に係る落札者の決定(2件)(特別支援教育課)..... 6



特別職の職員の旅費又は費用弁償に関する条例施行規則をここに公布します。

令和8年2月24日

長野県知事 阿部守一

### 長野県規則第4号

特別職の職員の旅費又は費用弁償に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、特別職の職員の旅費又は費用弁償に関する条例(昭和27年長野県条例第75号。以下「特別職旅費条例」という。)の規定に基づき、特別職旅費条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(鉄道賃に係る鉄道)

第2条 特別職旅費条例第3条第1項に規定する規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

(1) 鉄道事業法(昭和61年法律第92号)第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道に類するもの

(2) 軌道法(大正10年法律第76号)第1条第1項に規定する軌道に類するもの

(船賃に係る船舶)

第3条 特別職旅費条例第4条第1項に規定する規則で定めるものは、海上運送法(昭和24年法律第187号)第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶に類するものとする。

(航空賃に係る航空機)

第4条 特別職旅費条例第5条第1項に規定する規則で定めるものは、航空法(昭和27年法律第231号)第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機に類するものとする。

(宿泊料の額等)

第5条 特別職旅費条例第6条第1項に規定する規則で定める額は、宿泊施設が所在する都道府県の区分に応じて、1泊につき別表第1に定める額とする。

2 特別職旅費条例第6条第1項ただし書に規定する規則で定める場合は、現に支払った費用の額が前項に規定する額を超える場合であって、旅行命令権者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときとする。

(1) 宿泊を伴う会議、講習会等において主催者から宿泊施設の指定があり、当該宿泊施設以外に宿泊することが困難であるとき。

(2) 公務の円滑な運営上支障のない範囲及び条件において検索し、その結果から最も安価な宿泊施設を選択するとき。

(食卓料の額)

第6条 特別職旅費条例第6条第2項に規定する規則で定める額は、1夜につき別表第2の定額による。

(移転料の算定方法等)

第7条 特別職旅費条例第6条第3項に規定する規則で定める方法は、次に掲げる方法とする。

(1) 運送業者が家財の運送を行う場合には、旧居住地から新居住地までの距離の区分に応じて、別表第3に定める額を移転料の額と

する方法。ただし、当該運送に要する額が、当該定める額を超えるときは、複数の運送業者の見積りの中から最も経済的なものを選択するときに限り、当該運送に要する額を移転料の額とする方法とする。

(2) 旅行者が宅配便又は自家用車若しくは道路運送法（昭和26年法律第183号）第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用車その他これらに類するものを利用して家財の運送を行う場合には、旧居住地から新居住地までの距離の区分に応じて、別表第3に定める額を移転料の額とする方法。ただし、当該運送に要する額が運送業者に依頼したものととして前号ただし書の規定により算定した額を超えるときは、当該算定した額が別表第3に定める額を超えるときに限り、当該算定した額を移転料の額とする方法とする。

2 前項の規定による算定に当たっては、特別職旅費条例の規定により他の種目として支給を受ける費用及び知事が別に定める費用を除くものとする。

3 職員又は家族が他から赴任に係る旅費の支給又はこれに相当する金額の支払を受ける場合には、前2項の規定により算定した移転料の額から当該支給又は当該支払を受ける金額を差し引くこととする。

(給与の種類)

第8条 特別職旅費条例第9条の規定により読み替えて準用する一般職の職員の旅費等に関する条例（昭和29年長野県条例第45号）第6条第5項及び第24条第3項に規定する規則で定める給与の種類は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる給与又はこれらに相当する給与とする。

(1) 常勤の特別職の職員（次号に掲げる職員を除く。） 特別職の職員の給与に関する条例（昭和27年長野県条例第10号）に規定する給料

(2) 知事の秘書 特別職の職員の給与に関する条例に規定する給料、給料の特別調整額、扶養手当及び単身赴任手当

(3) 議会の議員 特別職の職員の給与に関する条例に規定する議員報酬

(4) 非常勤の特別職の職員 特別職の職員の給与に関する条例に規定する報酬

(準用規定)

第9条 この規則に定めるもののほか、旅費及び費用弁償の額並びにその支給に関しては、一般職の職員の旅費に関する規則（昭和30年長野県人事委員会規則第1号）の規定を準用する。この場合において、同規則第4条第1項及び第2項中「人事委員会が」とあるのは「規則で」と、同項第1号中「旅費条例第8条第1項各号、第9条第1項各号、第10条第1項各号及び第11条各号」とあるのは「旅費条例第11条各号並びに特別職の職員の旅費又は費用弁償に関する条例（以下「特別職旅費条例」という。）第3条第1項各号、第4条第1項各号及び第5条第1項各号」と、同項第2号中「第12条、第13条、第16条、第17条及び第19条第1項」とあるのは「第13条、第17条及び第19条第1項並びに特別職旅費条例第6条（第2項を除く。）」と、同規則第5条第1項及び第2項中「人事委員会が」とあるのは「規則で」と、同項第1号中「旅費条例」とあるのは「特別職旅費条例」と、同規則第6条第2項第1号中「氏名（外国旅行の場合にあつては、これらの事項のほか、職員の給料表の種類及び職務の級）」とあるのは「氏名」と、同規則第13条第1項、第17条及び第18条中「人事委員会が」とあるのは「規則で」と、同規則第19条中「一般職の職員の給与に関する条例第18条」とあるのは「特別職の職員の給与に関する条例」と、同規則第21条中「人事委員会」とあるのは「知事」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第2条から第4条までの規定（家族移転料に係る部分に限る。）、第5条及び第6条の規定（着後手当及び家族移転料に係る部分に限る。）、第7条の規定、第8条及び第9条の規定（移転料、着後手当、移転雑費及び家族移転料に係る部分に限る。）、附則第3項の規定並びに別表第1及び別表第2の規定（着後手当及び家族移転料に係る部分に限る。）並びに別表第3の規定は、同年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の規定（移転料、着後手当、移転雑費及び家族移転料に係る部分を除く。）は、この規則の施行の日以後に出発する旅行及び同日前に出発し、かつ、同日以後に完了する旅行のうち同日以後の期間に対応する分について適用する。

3 この規則の規定（移転料、着後手当、移転雑費及び家族移転料に係る部分に限る。）は、令和8年3月1日以後に採用された職員又は同日以後に転任を命ぜられた職員の当該採用又は転任に係る旅行又は住所若しくは居所の移転について適用する。

(別表第1) (第5条関係)

区分	額	
知事及び議会の議長	副知事、地方公営企業の管理者、教育長並びに議会の副議長及び議員	人事委員会の委員、監査委員、教育委員会の委員、公安委員会の委員、労働委員会の委員及びあつせん員、選挙管理委員会の委員、収用委員会の委員及び予備委員、土地収用法に規定するあつせん委員及び仲裁委員、知事の秘書、議会の議長の秘書、専門委員並びに特別職の職員の給与に関する条例別表第3の3に掲げる特別職の職員（収用委員会の委員及び予備委員並びに土地収用法に規定するあつせん委員及び仲裁委員を除く。次表において同じ。）

	円	円	円
北海道	27,000	18,000	13,000
青森県	23,000	15,000	11,000
岩手県	19,000	13,000	9,000
宮城県	21,000	14,000	10,000
秋田県	23,000	15,000	11,000
山形県	21,000	14,000	10,000
福島県	17,000	11,000	8,000
茨城県	23,000	15,000	11,000
栃木県	21,000	14,000	10,000
群馬県	21,000	14,000	10,000
埼玉県	40,000	27,000	19,000
千葉県	36,000	24,000	17,000
東京都	40,000	27,000	19,000
神奈川県	34,000	22,000	16,000
新潟県	34,000	22,000	16,000
富山県	23,000	15,000	11,000
石川県	19,000	13,000	9,000
福井県	21,000	14,000	10,000
山梨県	25,000	17,000	12,000
長野県	23,000	15,000	11,000
岐阜県	27,000	18,000	13,000
静岡県	19,000	13,000	9,000
愛知県	23,000	15,000	11,000
三重県	19,000	13,000	9,000
滋賀県	23,000	15,000	11,000
京都府	40,000	27,000	19,000
大阪府	27,000	18,000	13,000
兵庫県	25,000	17,000	12,000
奈良県	23,000	15,000	11,000
和歌山県	23,000	15,000	11,000
鳥取県	17,000	11,000	8,000
島根県	19,000	13,000	9,000
岡山県	21,000	14,000	10,000
広島県	27,000	18,000	13,000
山口県	17,000	11,000	8,000
徳島県	21,000	14,000	10,000
香川県	32,000	21,000	15,000
愛媛県	21,000	14,000	10,000

高知県	23,000	15,000	11,000
福岡県	38,000	25,000	18,000
佐賀県	23,000	15,000	11,000
長崎県	23,000	15,000	11,000
熊本県	29,000	20,000	14,000
大分県	23,000	15,000	11,000
宮崎県	25,000	17,000	12,000
鹿児島県	25,000	17,000	12,000
沖縄県	23,000	15,000	11,000

(別表第2)(第6条関係)

区分	額
知事	円
議会の議長	3,300
副知事	3,000
地方公営企業の管理者	
教育長	
議会の副議長及び議員	
人事委員会の委員	
監査委員	2,600
教育委員会の委員	
公安委員会の委員	
労働委員会の委員及びあつせん員	
選挙管理委員会の委員	
収用委員会の委員及び予備委員	
土地収用法に規定するあつせん委員及び仲裁委員	
知事の秘書	2,200
議会の議長の秘書	
専門委員	
特別職の職員の給与に関する条例別表第3の3に掲げる特別職の職員	

(別表第3)(第7条関係)

区分	距離50キロ未満	距離50キロ以上100キロ未満	距離100キロ以上300キロ未満	距離300キロ以上500キロ未満	距離500キロ以上1,000キロ未満	距離1,000キロ以上1,500キロ未満	距離1,500キロ以上2,000キロ未満	距離2,000キロ以上
知事	円 153,000	円 177,000	円 218,000	円 269,000	円 356,000	円 375,000	円 401,000	円 465,000
副知事								
地方公営企業の管理者								
教育長	126,000	144,000	178,000	220,000	292,000	306,000	328,000	381,000
人事委員会の常勤の委員								
常勤の監査委員								
知事の秘書	107,000	123,000	152,000	187,000	248,000	261,000	279,000	324,000

人事課